

最高裁秘書第2601号

令和元年5月23日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年4月22日付け（同月23日受付，最高裁秘書第2239号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成29年7月24日付け総務局第一課長，民事局第一課長，刑事局第一課長，行政局第一課長，家庭局第一課長事務連絡「判決書の書式等の標準的な設定に従った参考書式等の送付について」（片面で7枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には，公にすると情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており，この情報は，行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから，この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(訟ろ-15-A)

平成29年7月24日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第一課長 清 藤 健 一

最高裁判所事務総局民事局第一課長 成 田 晋 司

最高裁判所事務総局刑事局第一課長 福 島 直 之

最高裁判所事務総局行政局第一課長 小 田 真 治

最高裁判所事務総局家庭局第一課長 澤 村 智 子

判決書の書式等の標準的な設定に従った参考書式等の送付  
について（事務連絡）

本日付けで総務局長，民事局長，刑事局長，行政局長及び家庭局長書簡（以下「本書簡」という。）が発出され，本書簡において，判決書の用紙の規格及び書式等の標準的な設定を策定しているところ，同設定に従った参考書式を送付いたします。また，判決書の余白に行番号を付す場合において，標準的な設定に従って行番号を設定する方法は，別添の「行番号の設定について」のとおりです。上記の参考書式とともに，関係職員に配布するなどして，執務の参考となるようお取り計らいください。

なお，この事務連絡文書については，J・NETポータル「最高裁各局課等からのお知らせ」に掲載する予定ですので，あわせてお知らせいたします。

おって，管内の簡易裁判所に対しては，所管の地方裁判所から周知してください。

## 行番号の設定について

■■■■■を利用して文書を作成する場合において、本書簡が定める標準的な書式等に従って行番号を設定する方法は、次のとおりである。

### 第1 行番号の追加

- 1 「ページレイアウト」タブの「ページ設定」欄にある「行番号」をクリックする。
- 2 表示された項目のうち、「行番号オプション」をクリックする（「ページ設定」ウィンドウが表示され、「その他」タブが開く。）。
- 3 下部の「プレビュー」欄にある「行番号」をクリックする（「行番号」ウィンドウが表示される。）。
- 4 同ウィンドウの「行番号を追加する」のチェックボックスをオンにし、「行番号の増分」を「5」とした上で、下部の「OK」をクリックする。
- 5 表示されたままの「ページ設定」ウィンドウの「その他」タブの下部にある「OK」をクリックする。

### 第2 行番号の文字サイズの変更

- 1 「ホーム」タブの右側にある「スタイル」欄の右下隅にある小さな矢印部分ををクリックする。
- 2 「スタイル」ウィンドウが表示されるので、同ウィンドウの最下部に3つ並んだアイコンの一番右側にある「スタイルの管理」のアイコンをクリックする（「スタイルの管理」ウィンドウの「編集」タブが開く。）。
- 3 同タブの「編集スタイルの選択」欄においてスクロールダウンし、「a 行番号（使用するまで表示しない）」をクリックして選択する。
- 4 同タブの中央辺りにある「変更」をクリックし、「スタイルの変更」ウィンドウの「書式」の項目の文字サイズを選択する欄（左から2つ目）に「7」を直接入力し、下部の「OK」をクリックする。

- 5 「スタイルの管理」ウィンドウの「編集」タブが表示されるので、下部の「OK」をクリックする。
- 6 表示されたままの「スタイル」ウィンドウの「×」部分をクリックし、表示を消す。



(法令の適用)

○

○

(量刑の理由)

○

○

○

平成○○年○月○○日

○○地方裁判所刑事○部

裁判官

○ ○ ○ ○

平成〇〇年〇月〇〇日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成〇〇年(〇)第〇〇〇〇号 〇〇〇〇請求事件

口頭弁論終結日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

判 決

5

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

原 告 ○ ○ ○ ○

同訴訟代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

被 告 ○ ○ ○ ○

10

同訴訟代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

主 文

1 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇

2 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

15

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

2 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

3 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

20

第2 事案の概要

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

25

1 争いのない事実等

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

